

和光市職員の公益通報に関する要綱

平成19年5月29日決裁（要綱第16号）

改正 平成24年1月23日決裁（要綱第4号）

（目的）

第1条 この要綱は、職員が知り得た行政運営上の違法な行為等に関して行われる通報について必要な事項を定めることにより、違法な事態を防止し、又は損失を最小限に抑え、公正な職務の遂行を確保するとともに、公務に対する市民の信頼を確保し、もって透明かつ公正な市政運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項及び第3条第3項第3号に規定する職員並びに市長及び副市長をいう。
- (2) 公益通報 公益を守るために、職員が知り得た行政運営上の他の職員の違法な行為又は違法性の高い行為に関しての通報をいう。
- (3) 通報者 公益通報を行った職員をいう。
- (4) 行政相談委員 行政相談委員法（昭和41年法律第99号）に基づき委嘱された和光市の区域を担当する行政相談委員

（職員の責務）

第3条 職員は、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって公益通報を行ってはならない。

（公益通報）

第4条 職員は、市民全体の利益及び行政に対する信頼への著しい損害をもたらすおそれのある事実で、次の各号のいずれかに該当するものを知り得たときは、次条に規定する行政相談委員又は第6条に規定する公益通報委員会（以下「委員会」という。）に対し、公益通報を行うことができる。

- (1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある事実
 - (2) 市民の生命、健康若しくは財産に重大な損害を与え、又は与えるおそれのある事実
- 2 公益通報は、通報者の氏名及び所属、当該事実の発生日時及び場所、証拠の状況等を記載し、原則として書面により行わなければならない。
- 3 公益通報は、確実な資料等に基づき誠実に行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、勤務条件に関する事実については、公益通報を行うことはできない。

（行政相談委員）

第5条 行政相談委員は、前条の規定による公益通報又は第9条第3項の規定による通報（以下「公益通報等」という。）を受けたときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

2 行政相談委員は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

3 行政相談委員は、当該職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（公益通報委員会）

第6条 公益通報等処理するため、公益通報委員会を設置する。

2 委員会は、委員5人で組織する。

3 委員は、副市長、教育長、企画部長、総務部長及び和光市行政苦情等調整委員設置要綱（平成23年告示第193号）に規定する和光市行政苦情等調整委員1名をもってこれに充てる。

4 委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

5 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

6 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、市長の指定する委員がその職務を代理する。

7 委員に係る公益通報等については、当該委員は、委員会に参加することができない。

8 前条第1項の規定による報告に係る公益通報等処理する場合は、行政相談委員をアドバイザーとして委員会に出席させることができる。

9 委員会の会議は、非公開とする。

10 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

（公益通報等の処理）

第7条 委員会は、公益通報等を受けたときは、受理又は不受理を決定し、その旨を当該通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。

2 委員会は、公益通報等を受理したときは、その内容を審査し、その結果を市長及び当該通報者に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による審査に当たり、公益通報等に係る事実の決定に関し権限を有する者、公益通報等に係る職員を監督する責務を負う者その他当該公益通報等に関係する者（以下「関係者」という。）を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

4 委員会は、第2項の規定による審査に当たり、必要があると認めるときは、市長が指定する職員（以下「調査員」という。）に調査をさせることができる。

5 前項の規定による調査員は、関係者に協力を求め、その管理する関係書類等の閲覧又は提出、関係者からの事情聴取その他実態調査を行うものとする。この場合において、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。

- 6 調査員は、前項の規定による調査の結果を委員会に報告しなければならない。
- 7 調査員は、当該調査に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(是正措置)

第8条 市長は、前条第2項の規定による報告により、当該公益通報に係る事実が市民全体の利益及び行政に対する信頼への著しい損害をもたらすおそれのある事実で、第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事実を是正するため、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 通報者に関する情報は、非公開とする。

- 2 通報者は、公益通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けない。
- 3 公益通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けた通報者は、その旨を委員会又は行政相談委員に通報することができる。
- 4 市長は、第7条第2項の規定による報告により、当該通報者に係る不利益な取扱いを認めるときは、その改善のために必要な措置を講ずるものとする。

(運営状況の公表)

第10条 市長は、公益通報等の件数及び主な内容等について取りまとめて公表するものとする。

(関連資料の管理)

第11条 公益通報等の処理に係る記録及び関係資料については、適切な保存期間を定め、通報者の秘密保持に配慮し、適切な方法で管理しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。